

道内最大規模の蘭の祭典、らんフェスタ赤平2015が4月17日(金)から19日(日)の3日間、総合体育館で開催されました。

会場には蘭愛好家が丹精込めて育てた453鉢の蘭が展示され、9,909名の来場者を迎え魅了しました。また、実践セミナーや蘭の咲かせ方の講演会、そして漫才師の島田洋七氏による「がばいばあちゃんのお話し」の特別講演会など様々なイベントにより会場を盛り上げました。



特別講演会 島田 洋七氏
「がばいばあちゃんのお話し」

ゴールデンリボン賞
デンドロビウム デンシフローラム
富良野蘭友会 多田 マサエ 氏



実践セミナー 奥 祥華氏
プリザーブドフラワーデザイン



アマリア ミニコンサート



蘭の王様 ロスチャイルディアナム



江尻 光二氏



大道芸 テテ



講演会 江尻 光二氏
「しっかり咲かせる～蘭の女王カトレア～」



大道芸 ライリー



押し花体験



4月1日より 「あかびら市立病院」としてオープン！



待望の新病棟が完成し、4月から新名称「あかびら市立病院」としてスタートをきりました。

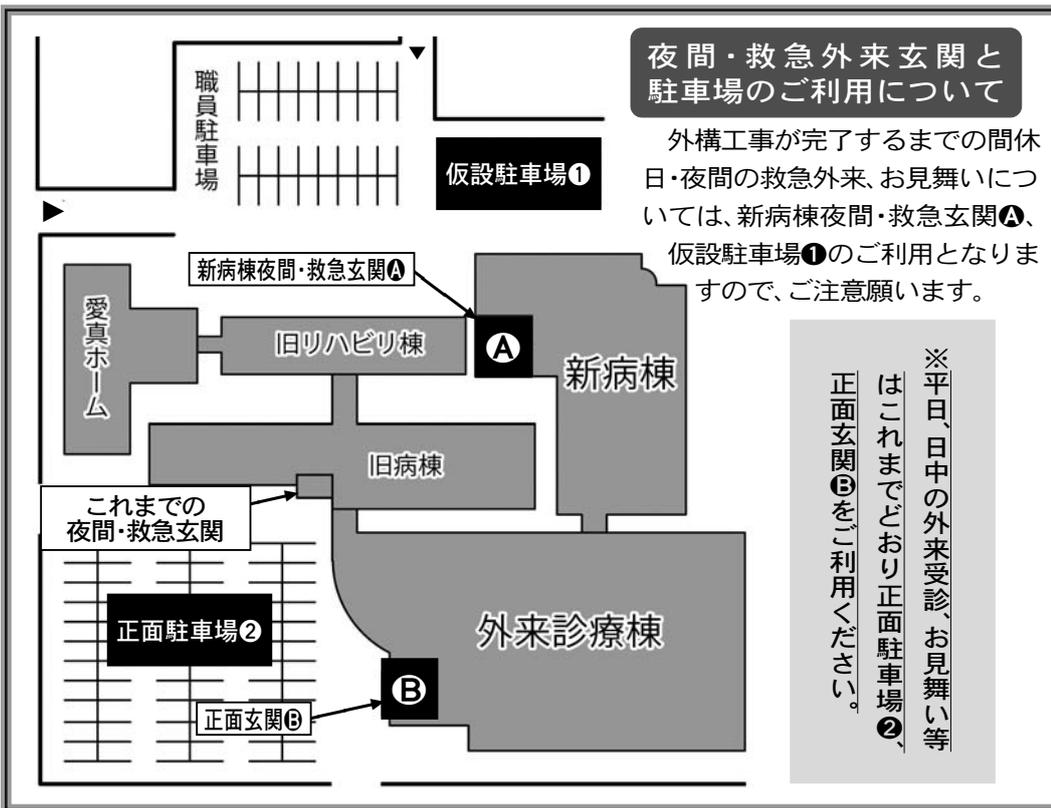
今月号では、オープニングセレモニーの様子をご紹介します。



セレモニーには、多くの関係者が参列されました。



テープカットの様子(左から内山院長・高尾市長・若山市議会議員・谷医師会副会長)



医事課よりお知らせ

■診療券が新しくなります。4月より随時交換を始めていますので、交換窓口(外来診療棟1階エントランス)までお越しください。
■新システムの導入により、予約の方につきましても今後は自動再来受付機が必要となります。

問合せ 医事課 ☎ 3213211



寄附の活用実績を報告します！

問合せ 企画財政課企画調整係 ☎32-1834

あかびらガンバレ応援基金

平成26年度につきましても、市内及び道内外の方々から赤平へ思いを寄せる多数のご寄附を賜り深く感謝を申し上げます。お寄せいただきましたご寄附は、「あかびらガンバレ応援基金」に積み立て、下記の事業に、有効に活用させていただきました。

寄附者の地域別内訳

| 区分 | 市内 | 道内 | 道外 | 計 |
|-------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 人数 | 7名 | 8名 | 17名 | 32名 |
| 金額(円) | 3,620,000 | 473,010 | 1,820,500 | 5,913,510 |

今後とも市民の皆さんには、親戚、友人などにPRしていただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

平成26年度寄附及び利用状況

| 事業名 | 25年度末 残金(円) | 26年度寄附状況 | | 26年度活用状況 | | 26年度末 残金(円) |
|------------------------|----------------|----------|-----------|---------------|-----------|----------------|
| | | 件数 | 金額(円) | 事業名 | 金額(円) | |
| 命と健康を守るため地域医療の充実を図る事業 | 9,189,519 | 11 | 3,140,000 | 病院の建替えに伴う備品購入 | 5,000,000 | 7,329,519 |
| 子どもたちが元気で健やかに育つための事業 | 275,600 | 4 | 1,720,000 | | | 1,995,600 |
| 市民自らのまちづくり活動を応援するための事業 | 115,000 | 1 | 5,000 | | | 120,000 |
| その他まちづくりに資する事業 | 677,105 | 2 | 5,510 | | | 682,615 |
| 事業を指定しない | 10,189,464 | 14 | 1,043,000 | | | 11,232,464 |
| 合計 | 20,446,688 | 32 | 5,913,510 | 合計 | 5,000,000 | 21,360,198 |

あかびら市立病院購入備品

入院患者用チェスト140台



車いす18台



歩行補助器4台



平成26年度

まちづくり活動推進助成事業 事業報告

「笑い」を取り入れた
健康暮らしを進める事業

健康暮らしを
考える茶話会



暮らしの中心に「笑い」を取り入れることにより、日常生活に元気と前向きな暮らし方を実現するため、「笑い健康講演会」を開催いたしました。また、「笑いヨガ体験会」を介護施設職員、市民の皆さんとそれぞれ開催し「笑いの効用」について幅広く発信いたしました。

あかびら市民活動白書の
制作事業

NPO法人赤平市民
活動支援センター

赤平市における市民活動（スポーツ・文化・ボランティア・その他）の情報を集約し、様々な市民活動を市民に対して分かりやすく紹介するため冊子としてまとめました。今後、この冊子をきっかけに市民活動団体相互の連携が図れるよう取組を進めていきます。



| 助成の決定 | 助成額 | 対象者 | 対象事業 | 事業名 |
|-------------------------------------|-----------------|----------------------------|---|-------------------|
| 赤平市まちづくり・人づくり基金事業運営協議会(市民代表者)で審査します | 事業内容に応じた助成となります | 市内の団体 | 人材育成を中心とした活動 ①先進企業・試験研究機関への派遣・観光イベント・特産品開発のための研修 ②流通・技術革新等の経営管理能力を高める研修 ③国際交流及び国外派遣事業 ④教育・文化・福祉・健康づくりに関するリーダー養成事業 | まちづくり・人づくり事業 |
| 赤平市まちづくり活動推進事業運営協議会(市民代表者)で審査します | 1件につき20万円限度 | 市内在住または市内に勤務する方5名以上で組織する団体 | 「産業」「福祉」「教育」「芸術文化」「スポーツ」「コミュニティ」などの地域の活性化を図ることを目的としたまちづくり活動 (例) ・子ども見守りパトロール活動 ・子育て支援活動・地域奉仕活動 ・独居高齢者住宅の除雪 | まちづくり活動 推進助成事業 |



受付は随時募集中！企画調整係 ☎32-1834まで

平成27年度まちづくり活動を応援します！

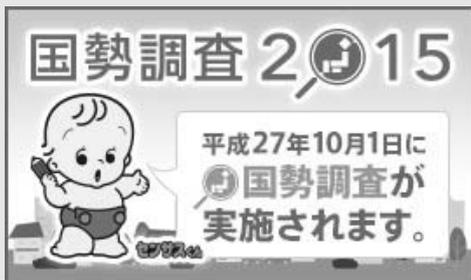
助成金の希望者を募集中

まちづくり活動を行う団体を応援するため、「まちづくり・人づくり基金助成事業」及び「まちづくり活動推進助成事業」への助成金希望者を募集します。

統計調査員 登録を募集します

問合せ 企画調整係 ☎32-1834

「統計調査員」として、市または国が実施する統計の業務に従事してくださる方を募集します。



平成27年度に実施される統計調査

| | |
|-------|-------------|
| 実施調査名 | 国勢調査 |
| 調査期日 | 平成27年10月1日 |
| 従事期間 | 平成27年9月～10月 |

- 仕事の内容
 - 各種統計調査において世帯または事業所などの面接、調査内容の説明及び調査票の配布・回収。
- 応募対象
 - 20歳以上で市内に在住する方。
 - 心身ともに健康であり、責任をもって調査業務ができる方。
 - 調査で知り得た内容など秘密を保持できる方。
 - 警察、選挙、税務に直接従事していない方。
 - 税の滞納のない方。
- ◆ 登録調査員は、事前に登録をしいただくための制度です。各統計調査ごとに当係から連絡があり、任命されてからはじめて調査員となります。また、登録制のため、一度手続きを行うと次年度以降の登録手続きは不要です。

図書館からの お知らせ

| 図書館5月の行事 | |
|---|--|
| ・こどもの本の日 日程 5月23日(土)14時～ 場所 赤平市図書館 2階 対象 2歳～ 内容 ビデオ鑑賞 (トムとジェリー) | ・移動図書館 日程 5月1日(金)、5月15日(金)、5月29日(金) 場所 東公民館 時間 午前10時～11時まで |



| 5月の休館日 |
|---|
| 3日、4日、5日、6日、11日、12日、18日、19日、25日、26日、31日 |
| となっています。 |



まっしぐら
農業驀地 — 農業に夢を抱いて —

JAたきかわ青年部 部長 六田 達也さん

『住民の顔が見える広報』を目指し、地域おこし協力隊が
 まちに飛び出て市民の皆さんをクローズアップ!!!
 今回は親子三代に渡り共和町で農業に従事している六田達也さん。
 現在、JAたきかわ青年部部長も務めている六田さんの
 溢れんばかりの農業への熱い思いに耳を傾けます。

農業を始めたきっかけは？

子どものころから両親が農業
 をしていたので、『農業』は自
 分にとってすごく身近な存在で
 した。進路を考えるときにも
 誰に言われたわけでもありませ
 んが、自然と『農業がしたい』
 と考えるようになり、20歳から
 両親の仕事を手伝い始めました。

これまでの農作業のなかで、
 印象的だった出来事は？

天候の変化が大きく影響する
 仕事ですから、日によって予定
 が狂うこともしばしばあります。
 現在は米・麦・大豆・蕎麦をつ
 くっていますが、かつて『菜
 種油』を育てていたときは、天
 候が変わる前に作業を終わらせ
 る為に、ほぼ24時間ぶつ通しで
 作業し続けたこともありました。

大変ですね・・・



そうですね？(笑) 自分はそ
 うは思いません。どの仕事に就
 いても、大変で当たり前だと思
 うんです。お金を稼ぐことは、
 なにかしら苦労や大変なことと
 隣り合わせですからね。それが
 農業である以上肉体的な苦労で
 あっても、社員の人の苦労と

比較しても、大変さはたいして
 変わらないように感じます。

農作物を作るうえで
 意識していることは？

農家のエゴを消費者に押し付け
 ることの無いように、消費者の方
 のことを考えるようにしています。
 どれだけたくさんつくったって、
 消費者のニーズに合わなければ
 作物は売れませんし、経営も
 厳しくなってしまうから。
 感情に左右されることなく、目
 の前の作物と精一杯向き合うこ
 とに尽きると思います。

今後の目標は？

将来的には、いまの経営規模
 を維持したままひとりでも運営
 していけるようなシステムを確
 立していきたいです。

会社勤めだと定年があるけれ
 ど、農業(個人事業)っていく
 つになっても続けられますよね。
 これってとても大きな利点だと思
 うんです。自分も、いくつにな
 っても農業を続けていきたい
 ので、システムを構築して、よ
 り良い環境で農業ができればと
 考えています。
 今後、赤平で農業を続けら
 れるように頑張ります。



笑顔!
編集後記

地域おこし協力隊 まちの情報発信部門
 愛知県出身 野口 暢子



4月から放送がスタートし
 たドラマ「不便な便利屋」。
 市内各所にポスターが貼ら
 れていますね。本編中、見慣
 れた赤平の景色がたくさん
 登場するので、いつもワクワク
 しながら見えています^^!!



現在は、両親とともに3人で農業に従事している六田さん。
 親子の息が合った効率的な作業が印象的でした。

豊丘南団地分譲中

まちと自然が共存する豊かな住環境

定期借地権制度を

ご存じですか？

マイホームを持ちたいが土地購入代までは資金繰りができないという方のニーズにこたえるために、今までの概念を捨て、土地を借地し自己居住用の住宅を新築するという発想の転換をしました。この発想を現実的に行うことができる法律が平成4年施行の借地借家法第二十二条の定期借地権制度です。

この制度を利用することにより、借地保証金と土地賃借料のみで土地が利用でき、土地を購入する場合よりも少ない資金で住宅を取得できます。

借地契約期間は、51年と長期のため、契約期間内で子どもなどに転貸することもできます。

また、建物の増築や建替えもでき、契約期間内で土地の購入希望があれば、賃借料を相殺した残額

で購入することもできます。

定期借地権制度を利用すれば保証金50万円（赤平市内の建築業者に施工を依頼した場合は30万円）と月額約3,342円から4,610円の賃借料で100坪前後の土地を51年間利用することができ手持ち資金が少なくてもマイホームを持つことができます。

定期借地権でマイホームを建てられた方々にも満足との声をいただいております。

ぜひこの機会にマイホームを検討してみたいかがですか。制度を利用した際、土地の固定資産税はかかりません。

詳しくは、赤平市ホームページをご覧ください。総務課契約係までお問合せください。

契約管財係 ☎322211

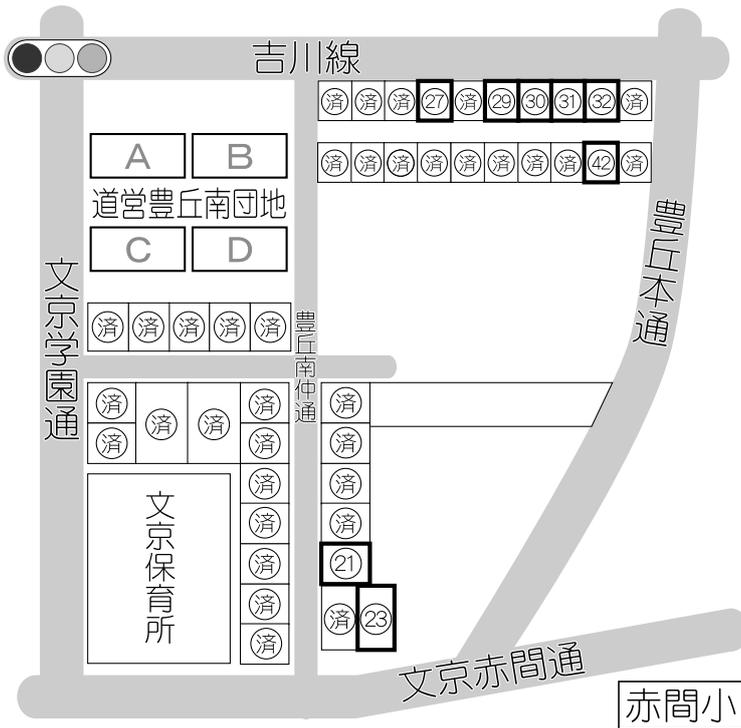
残りあと
8
区画

【宅地の概要】

- ▶地番 字豊里33番地のうち
 - ▶交通 バス停留所 約600m
 - ▶教育 文京保育所 約300m
赤間小学校 約400m
 - ▶店舗 Aコープ 約400m
- ※吉川線に並ぶ分譲地からの距離

□ 枠が分譲地です。購入または定期借地権による賃借のいずれかを選択できます。

宅地販売 定期借地権貸付



分譲価格・定期借地権賃料一覧

| 番号 | 面積㎡ (坪) | ㎡当り単価 (坪) | 分譲価格 | 月額賃料 (年額賃料) | 番号 | 面積㎡ (坪) | ㎡当り単価 (坪) | 分譲価格 | 月額賃料 (年額賃料) |
|----|----------------------|----------------------|---------|---------------------|----|---------------------|----------------------|---------|---------------------|
| 21 | 389.00㎡ (117.67坪) | 11,800円 (39,008円) | 4,590千円 | 4,610円 (55,325円) | 30 | 319.65㎡ (96.69坪) | 10,000円 (33,057円) | 3,196千円 | 3,342円 (40,101円) |
| 23 | 353.32㎡ (106.87坪) | 11,700円 (38,677円) | 4,133千円 | 4,285円 (51,425円) | 31 | 319.64㎡ (96.69坪) | 10,000円 (33,057円) | 3,196千円 | 3,342円 (40,100円) |
| 27 | 383.63㎡ (116.04坪) | 11,700円 (33,718円) | 3,913千円 | 4,028円 (48,341円) | 32 | 321.28㎡ (97.18坪) | 10,000円 (33,057円) | 3,212千円 | 3,359円 (40,305円) |
| 29 | 319.65㎡ (96.69坪) | 10,000円 (33,057円) | 3,196千円 | 3,342円 (40,101円) | 42 | 330.00㎡ (99.82坪) | 9,500円 (31,404円) | 3,135千円 | 3,412円 (40,947円) |

お問合せ・ご相談は
商工労政係 ☎32-1841

融資制度 助成制度



市内事業所向けの融資制度
と助成制度をご紹介します。

たくましい産業を育成するため、赤平市では市内事業所向けの融資・助成制度を設けています。対象となる事業を行う際には、ぜひご検討ください。

中小企業融資事業

- ◆対象者
 - ・市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者
- ◆対象条件

| 資金の種類 | 融資額(万円) | 返済期限 |
|-------|---------|-------|
| 運転資金 | 500 | 5年以内 |
| 設備資金 | 1,000 | 7年以内 |
| 特別資金 | 2,500 | 15年以内 |

- ※融資限度額は、2,500万円
- ◆融資利率
 - ・運転資金0.2%
 - ・設備資金0.3%
 - ・特別資金0.5%
 長期プライムレート

◆保証料の補給

当該融資につき保証協会の信用保証料の全額を補給

ココが
オトク!!



中小企業利子補給制度

- ◆対象融資
 - ・赤平市中小企業融資条例による設備資金及び特別資金
 - ・赤平商工会議所が斡旋した設備資金
- ◆対象者
 - ・貸付条件どおり返済していること
- ◆利子補給額
 - ・年利2.5%を超える部分の2%まで
 - (最初の5年間のみ)

倒産関連融資利子補給制度

- ◆対象融資
 - ・北海道中小企業総合振興資金
 - ・融資制度の経営安定化資金セーフティネット貸付(災害貸付除く)
- ◆利子補給額
 - ・借入利率のうち1%の利率で計算した額
 - (総額で200万円限度)

店舗近代化促進事業助成金

- ◆対象者
 - ・事業者(法人・個人問わず)
 - ・従業員が10人未満であること
- ◆助成額
 - ・新築 100万円
 - (経費が50万円以上)
 - ・増改築 50万円
 - (経費が20万円以上)
 - ・外観改修 30万円
 - (経費が100万円以上)

勤労者生活資金貸付事業

- ◆対象者
 - ・赤平市民
 - ・市内の事業所等に1年以上勤務
- ◆貸付限度額
 - ・30万円以内
 - (返済36カ月以内)
- ◆貸付利率
 - ・取扱金融機関の定めるところによる

企業向けの各融資資金及び助成金は、市税の滞納がないことが条件となります。



新製品の開発や改良等、意欲的で前向きな企業をサポート!

赤平市チャレンジアレンジ 産業振興奨励事業補助金



- ◆対象者
 - ・市内の中小企業者、中小企業団体またはその他団体
- ◆補助対象事業
 - ・産業振興・地域経済の活性化につながる
 ①から⑤に該当する事業
 - ①新製品の開発及び既存製品の改良等のための試験、研究または調査に関わる事業
 - ②農商工連携等の共同事業化に関わる事業
 - ③地場産品ブランド化または販路拡大に関わる事業
 - ④新分野進出等に関わる事業
 - ⑤起業等に関わる事業

- ◆補助金の額
 - ・補助金の交付額は、対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度として予算の範囲内とする。
 - ・ただし、複数年にわたる事業については、3年以内とし、各年50万円以下で、総額150万円を限度とする。なお他の助成制度の適用が受けられる場合においては市長が必要と認める額とする。

詳しいお問合わせは 商工労政係 ☎32-1841まで



ごみの分別

recycling



よくある質問コーナー



質問

電池や蛍光管を特定品目の収集日（第2・第4水曜日）に1つの透明な袋に入れて出したところ収集してくれませんでした。どうして？



特定品目を一つにまとめてはいけません。

回答

特定品目といって一つの袋にまとめて出しても、収集してくれません。電池や蛍光管、ライターなどは分別品目ごとに分け、別々に透明な袋へ入れて出してください。特定品目の分別は下図を参考にしてください。

特定品目《第2・第4水曜日収集》

無料

| 分別品目 | 出し方 |
|---|---|
| ①乾電池・ボタン電池  | <ul style="list-style-type: none"> ・指定袋はありません。 ・ライターは必ず安全な場所でガス抜きをして出してください。 ・ガス缶・スプレー缶は必ず穴をあけてから出してください。 ●分別品目①、②、③、④、⑤ごとに中身の見える透明か半透明の袋で排出してください。 |
| ②水銀体温計 水銀血圧計  | |
| ③蛍光管  | |
| ④使い捨てライター  | |
| ⑤ガス缶  | |

企業への支援制度

赤平市 企業振興促進事業

この制度は、赤平市における企業立地促進のため、市内に工場または、特定施設を新設、または増設する事業に課税の免除及び助成を行い、赤平市経済の発展と雇用拡大を図ることを目的としています。

❑ 対象事業所

工場…物の製造、加工及び修理を行うための施設

特定施設…製品等の開発を行うための試験研究施設、ソフトウェアハウス、農林水産関連施設、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、宿泊施設、観光施設

❑ 課税の免除及び助成措置の対象等

赤平市内に立地する工場であって、新設または増設の投資額が1,500万円以上で、これに伴い新規雇用者が3名以上であること。

◆ 課税免除

固定資産税を5年間全額免除

◆ 投資額に対する助成

新設または増設に係る投資額の100分の10に相当する額(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

◆ 雇用に対する助成

新設または増設に係る雇用者(市内居住者に限る)1人に対し、50万円(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

◆ 用地取得に対する助成

新設または増設に係り、市内に用地を取得した場合に100分の30を乗じて得た額(交付は1回限り)

詳しいお問合わせは 商工労政係 ☎32-1841まで

あひん 介護

65歳以上の方にお知らせ

保険制度

〈問合せ〉 市役所 介護健康推進課 介護福祉係 ☎32-2217

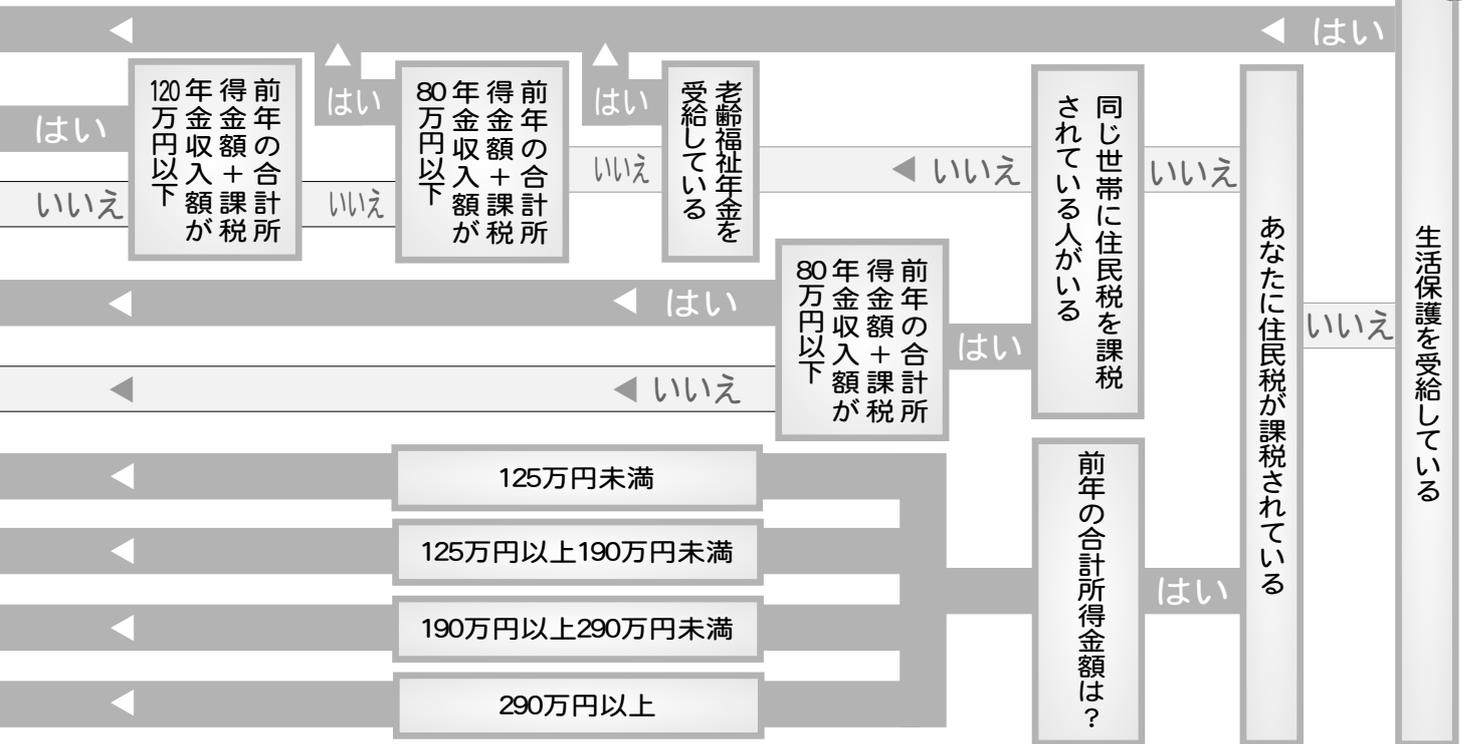
赤平市第6期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

市では介護保険事業や様々な高齢者福祉サービスの基本的な方針となる本計画について3年に一度見直しを行っています。

平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として新たな第6期計画がスタートしました。



あなたの保険料段階を確認してみましょう



介護保険料以外の主な制度改正

- 特別養護老人ホームの利用対象者が原則「要介護3」以上になります(要介護1・2の人は特例入所の要件に該当する場合、利用可)。【平成27年4月から】
- 一定以上所得のある場合、介護サービスの利用者負担が1割から2割に引き上げられます。【平成27年8月から】
- 施設の食費・居住費の軽減の支給要件に世帯分離している配偶者の所得や預貯金等が勘案されます。【平成27年8月から】
- 要支援の人の訪問介護及び通所介護が市が行う新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行します。【平成29年4月から】



介護保険料が改定されます

第6期計画による介護サービス費用の見直しに伴い、65歳以上の方に納めていただく介護保険料が変更になりました。市全体における総人口の減少に伴って、保険料を負担する高齢者人口も減少している反面、介護サービスを必要とする人の割合は増加傾向となっていることから、第5期(平成24～26年度)に比べ、**介護保険料の月額基準額が引き上げ**となります。

Q 市は負担してくれないの？

介護サービス費用の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、市は介護給付費準備基金を取り崩し、皆さんの介護保険料の負担を軽減しています。また、所得の低い世帯には第6期から新たに国、道、市が負担し、保険料の軽減を行います。

Q 介護保険料が上がるのはなぜ？

介護保険料上昇の主な要因は、
 ①65歳以上の方の介護給付負担割合の上昇
 ②被保険者数の減少・要介護認定者の増加
 ③新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始などがあります。

所得段階別保険料額

第5期
平成24～26年度

第6期
平成27～29年度

新たな介護保険料は、標準となる保険料段階の見直しにより、9段階に分かれます。

| 所得段階 年間保険料 | 所得段階 | 対象者 | 年間保険料 | |
|-------------------|------|--|------------------------|-----------------------|
| | | | 平成27・28年度 | 平成29年度 |
| 第1・2段階 27,600円 | 第1段階 | 生活保護を受給している人、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給している人、及び世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 26,800円 (基準額×0.45) | 17,900円 (基準額×0.30) |
| 第3段階① 38,600円 | 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人 | 41,800円 (基準額×0.70) | 29,800円 (基準額×0.50) |
| 第3段階② 41,400円 | 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人 | 44,800円 (基準額×0.75) | 41,800円 (基準額×0.70) |
| 第4段階① 45,800円 | 第4段階 | 世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 | 53,700円 (基準額×0.90) | |
| 第4段階② 55,200円 | 第5段階 | 世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人 | 59,700円 (基準額) | |
| 第5段階 59,600円 | 第6段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人 | 68,700円 (基準額×1.15) | |
| 第6段階 69,000円 | 第7段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人 | 77,600円 (基準額×1.30) | |
| 第7段階 82,800円 | 第8段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 | 92,600円 (基準額×1.55) | |
| | 第9段階 | 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の人 | 101,500円 (基準額×1.70) | |

※第1段階～第3段階については、「新たな公費による軽減強化」が行われることにより、平成27～28年度と平成29年度で収めていただく保険料額が異なります。

基準額①算出方法

平成24年度～平成26度は、
年額 55,200円・月額4,600円でした。

赤平市の保険料の基準額
(平成27年度～平成29年度)
59,700円(年額)
4,980円(月額)

赤平市で必要な介護
サービスの総費用



65歳以上の方の
負担分22%



赤平市に住む65歳以上の方の人数

狂犬病

狂犬病は、世界のほとんどの地域で依然として発生している病気ですので、海外に渡航、滞在される方は次の点にご留意ください。

予防方法

- ▶ 日本人は犬や猫を見ると無防備に手を出したり、なでたり、手から直接えさをあげたりしますが、むやみに犬や猫、その他の動物には手を出さないようにしてください。他人のペットであっても要注意です。
- ▶ 具合の悪そうな動物には近づかない。狂犬病の犬は、多量のヨダレを垂らし、物にかみつく、無意味にうろうろするなど独特の行動をします。
- ▶ 犬を飼っている方は必ず犬の予防接種を受けさせてください。

予防接種

- ▶ 渡航、滞在先で動物を対象に活動する場合や付近に医療機関がない地域に滞在する場合は、事前に狂犬病ワクチンを接種することをお勧めします。狂犬病ワクチンは初回接種28日後、6～12カ月後の計3回接種します。予防接種は、日本国内の各検疫所等で受けることができます。

犬や猫の飼育はマナーを守りましょう！

- 近所に迷惑のかかることのないよう、飼い主はマナーを守りましょう。
- 犬や猫・その他のペットは、最後まで責任を持って飼いましょ。
- 犬や猫の散歩時のふんの後始末は、飼い主の責任で処理しましょう。
- 犬や猫の放し飼いは、他人に迷惑をかけるので、絶対にやめましょう。
- 犬の散歩をするときは、必ずひもなどでつなぎましょう。

| 日程 | 時間 | 場所 |
|---------------|---------------|----------------|
| 5月22日(金) | 8:50 ~ 9:00 | 平岸東町会館前 |
| | 9:10 ~ 9:20 | 平岸高齢者コミセン前 |
| | 9:30 ~ 9:40 | 平岸生活館前(曙町) |
| | 9:50 ~ 10:00 | 茂尻春日町内会館前(寿の家) |
| | 10:10 ~ 10:20 | 茂尻栄町会館前 |
| | 10:30 ~ 10:45 | 茂尻生活館前 |
| | 10:50 ~ 11:00 | 百戸コミセン前 |
| | 11:10 ~ 11:20 | 日の出地区集会所前 |
| | 11:25 ~ 11:40 | 福栄地区集会所前 |
| | 11:45 ~ 11:55 | 総合体育館裏 |
| | 13:00 ~ 13:10 | 旧公民館前 |
| | 13:20 ~ 13:30 | 美園町内会館前 |
| | 13:40 ~ 13:50 | 豊里ふるさと会館前 |
| | 14:00 ~ 14:10 | 幸町会館前 |
| 14:15 ~ 14:25 | 昭和町内会館前(寿の家) | |
| 14:35 ~ 14:45 | 豊丘地区集会所前 | |
| 14:50 ~ 15:00 | 赤間生活館前 | |
| 15:05 ~ 15:20 | 文京生活館前 | |
| 15:30 ~ 15:45 | 若木生活館前 | |
| 15:55 ~ 16:10 | 共和地区集会所前 | |
| 16:20 ~ 16:30 | 住吉獅子会館前 | |
| 5月23日(土) | 9:00 ~ 9:20 | 東公民館前 |
| | 9:40 ~ 10:00 | 文京生活館前 |
| | 10:10 ~ 10:30 | 市役所コミセン前 |

狂犬病の予防接種は飼い主の義務です！！

狂犬病予防法により生後91日以上
の犬は、必ず登録と狂犬病予防注射
を受けなければなりません。予防注
射は毎年接種しなければなりません
が、登録は一度行えば、以降必要あり
ません。



・登録と注射を行う場合

| | |
|---------------|---------------|
| 登録料 | 3,000円 |
| 注射料 | 2,560円 |
| 注射済票 交付手数料 | 550円 |
| 合計 | 6,110円 |

・注射のみを行う場合

| | |
|---------------|---------------|
| 注射料 | 2,560円 |
| 注射済票 交付手数料 | 550円 |
| 合計 | 3,110円 |

おつりのらないようご協力をお願いします。

犬の登録と狂犬病予防注射

※不都合の場合は、あかびら動物病院(東大町3-13)にて実施してください。☎32-2780(予約制)

問合せ 環境交通係 ☎32-2215

軽自動車税の減免申請

市税係 ☎32-2219

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、申請により減免制度を受けることができますので、申請期間内に手続きをされますようお願いいたします。

▼「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」で、

(1)もっぱらその障がいのある方が運転するもの
 (2)もっぱらその障がいのある方の通院、通学などのために、

| 障がいの区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|
| 下肢不自由 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 体幹不自由 | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| 視覚障がい | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 聴覚障がい | | ○ | ○ | | | |
| 平衡機能障がい | | | ○ | | ○ | |
| 音声機能障がい | | | △ | | | |
| 上肢不自由 | ○ | ○ | ○ | | | |
| 乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 心臓機能障がい | ○ | | ○ | ○ | | |
| じん臓機能障がい | ○ | | ○ | ○ | | |
| 呼吸器機能障がい | ○ | | ○ | ○ | | |
| ぼうこう・直腸機能障がい | ○ | | ○ | ○ | | |
| 小腸機能障がい | ○ | | ○ | ○ | | |
| 人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 肝臓機能障がい | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

○該当 △咽頭摘出による障がいに限る

その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの
 ▼「障がいのある方のみで構成される世帯において障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方が、もっぱらその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

適用基準

平成27年4月1日現在で、次の各手帳等の交付を受けている方で、用途、障がいの程度及びその車両の構造によって対象となります。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・左表のとおり
- ② 知的障がいのある方
 - ・療育手帳の交付を受けている方

申請期間など、くわしくは軽自動車税納税通知書に同封の「減免申請について」をご覧ください。

- ③ 精神に障がいのある方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（障がいの等級が1級、2級、3級の方）
 - ・精神保健指定医の診断書により精神に障がいがあると診断された方
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
 - ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方
- ⑤ 特別仕様車
 - ・その構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するために造られた軽自動車

主な条件

- ・減免は1人につき1台までです（普通自動車税の減免を受けている方は対象になりません）。
- ・市社会福祉課より、タクシーチケットの交付を受けられている方は対象になりません。

赤平市市税等収納向上対策本部

軽自動車の手続きは

忘れずに!!

今月は、軽自動車税の納付書が発布され、6月1日(月)が納期限です。軽自動車税を含む市税等は、納期限までに必ず納めましょう。

また、これまで軽自動車(軽自動車、バイク等)をお持ちの方で解体・譲渡等で現在お手元に車輛が無く、軽自動車税の納付書や督促状等が郵送で届いている場合、廃車・譲渡等の手続きが完了しておりません。

そのまま手続きを行わず放置しておくとお手元に車輛が無いにも関わらず、税金だけが課税されます。未納が続くと支払いが困難となり、著しく不誠実な滞納者と判断された場合は、市が現在行っている「行政サービスの制限等を実施する場合がありますので、注意してください」。

廃車・譲渡等の手続きは下記までご相談ください。

- 赤平市ナンバー
税務課市税係 ☎32-2219
- 札幌ナンバー(軽自動車四輪、二輪(125cc~250cc以下))
札幌市北区新川5条20丁目1-20
札幌地区軽自動車協会
☎050-3816-1763
- 札幌ナンバー(二輪の小型自動車(250cc超))
札幌市東区北28条東1丁目
北海道運輸局札幌運輸支局
☎050-5540-2001
- 納税に関するご相談
税務課納税係 ☎32-2219

● 今月の納税 ●

固定資産税・都市計画税 第1期
 軽自動車税 定期
 納期限 6月1日(月)まで

納期が過ぎた税や料金には、原則として督促状を發布します!!

■ 事務局 ■
 税務課納税係
 ☎32-2219

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料軽減の見直しについて～



均等割 2割・5割軽減の範囲が見直されました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

平成26年度

| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯 |
|------|----------------------------|
| 5割軽減 | 33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数) |
| 2割軽減 | 33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数) |



平成27年度

| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯 |
|------|-------------------------------|
| 5割軽減 | 33万円 + <u>26万円</u> × 世帯の被保険者数 |
| 2割軽減 | 33万円 + <u>47万円</u> × 世帯の被保険者数 |

今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

●単身世帯(世帯主)の場合

| 年金収入 | 均等割軽減 | | 所得割軽減 | 平成27年度 | 前年度比 |
|-------|-------|----|-------|----------|----------|
| | 前年度 | 新 | | | |
| 193万円 | 2割 | 5割 | 5割 | 46,700円 | 15,500円減 |
| 194万円 | 2割 | 5割 | 5割 | 47,300円 | 15,400円減 |
| 214万円 | — | 2割 | — | 105,300円 | 10,300円減 |
| 215万円 | — | 2割 | — | 106,400円 | 10,200円減 |



●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合



| 夫の年金収入 | 区分 | 均等割軽減 | | 所得割軽減 | 平成27年度 | 前年度比 |
|--------|----|-------|----|-------|----------|----------|
| | | 前年度 | 新 | | | |
| 218万円 | 夫妻 | 2割 | 5割 | — | 94,100円 | 15,400円減 |
| | 夫妻 | — | — | — | 25,700円 | 15,400円減 |
| 220万円 | 夫妻 | 2割 | 5割 | — | 96,200円 | 15,400円減 |
| | 夫妻 | — | — | — | 25,700円 | 15,400円減 |
| 259万円 | 夫妻 | — | 2割 | — | 152,600円 | 10,300円減 |
| | 夫妻 | — | — | — | 41,100円 | 10,300円減 |
| 262万円 | 夫妻 | — | 2割 | — | 155,800円 | 10,300円減 |
| | 夫妻 | — | — | — | 41,100円 | 10,300円減 |

保険料の計算方法(平成27年度)

●保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割

【1人あたりの額】

51,472円

+

所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】

(平成26年中の所得 - 33万円) × 10.52%

=

1年間の保険料

(100円未満切り捨て)《上限額:57万円》

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階

☎011-290-5601

赤平市役所

市民生活課

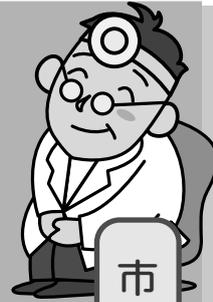
医療保険係

☎32-2214

●市立病院外来診療日程●

○…午前・午後とも診療 △…午前のみ診療 ×…休診
□…午後のみ診療 ▲…午前のみ診療(下肢のみ)

| 内科 | 整形外科 | 外科 | 産婦人科 | 皮膚科 | 泌尿器科 | 耳鼻咽喉科 | 小児科 | 眼科 | 月 |
|----|----------|----|------|-----|------|-------|-----|----|---|
| ○ | × | △ | 休診 | × | △ | × | ○ | ○ | 月 |
| ○ | ▲ 第2週 | △ | | △ | × | △ | ○ | × | 火 |
| ○ | △ 第2週 | ○ | | × | □ | × | △ | × | 水 |
| ○ | ○ | △ | | × | △ | × | ○ | × | 木 |
| ○ | ○ 第1週 | △ | | × | × | △ | ○ | ○ | 金 |



市立病院の診療日程

医療



コーナー

| 午後 | | | | 午前 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 15時00分～16時00分 | 13時00分～15時00分 | 13時00分～14時30分 | 13時00分～16時00分 | 7時45分～11時30分 |
| 小児科 | 内科・外科・整形外科 | 眼科 | 泌尿器科 | 全科 |

※初診の方及び診療券カードをお忘れの方の受付は8時からです。土曜日、日曜日、祝日は休診です。



再来受診機

平日の受付時間

泌尿器科外来からのお知らせ
 ■都合により、5月21日(木)の受付は11時までとさせていただきます。

整形外科外来からのお知らせ
 ■都合により、5月27日(木)は休診とさせていただきます。

内科外来からのお知らせ
 ■6月より毎週木曜日の午後は予約診療のみとし、新患の受付を当面の間、休止いたします。

市立病院スタッフ募集のお知らせ

- 募集職種及び人員
- ▶病棟看護助手(臨時・パート)
 - ・介護福祉士の資格を有する方 988円(時給)
 - ・資格をお持ちでない方 968円(時給)
 - ▶救急外来専従者(臨時職員/看護師・准看護師)
 - ・夜間当直 1,600円(時給)
(1回の夜間当直につき23,200円)
 - ・日直(土日/祝日) 1,600円(時給)
(1回の日直につき12,000円)
 - ▶看護師・准看護師(嘱託・臨時・パート) …若干名

問合せ
 あかびら市立病院管理課 ☎32-3211(内線406)

| 31日(日) | 24日(日) | 17日(日) | 10日(日) | 6日(撮) | 5日(祝) | 4日(祝) | 3日(祝) | 5月 |
|----------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|-------|
| 砂川ファミリー歯科(砂川市) ☎54-2020 | ハニー歯科(上砂川町) ☎62-5220 | 長谷川歯科医院(赤平市) ☎32-3043 | とくだ歯科医院(滝川市) ☎75-2056 | 押尾歯科医院(砂川市) ☎52-2811 | あさひ歯科クリニック(滝川市) ☎22-0033 | 東鶉歯科診療所(上砂川町) ☎62-3368 | フジタ歯科医院(滝川市) ☎24-8211 | 病・医院名 |
| 歯科診療時間 午前9時から正午まで | | | | | | | | |

歯科

休日診療



市民健康ガイド

個別がん検診を 受けませんか？

集団検診以外にも、ご自分にあったスタイルで、がん検診を受けることができます。

| 検診種類 | 場 所 | 申込み方法 | 対象者 | 検診料金 | |
|----------------|-----------------------------|--|---|----------------------------|------------------|
| | | | | 課税世帯 | 非課税世帯 生活保護受給者 |
| 乳がん検診 | そらちクリニック (滝川市) | 健康づくり推進係 32-5665 電話申込み可 | 40歳以上の女性 ▷昨年度市助成の乳がん検診受診者は受けられません。 | 各 1,000 円 | 各 500 円 |
| 子宮頸部がん検診 | たきかわ産科婦人科 クリニック (滝川市) | | 20歳以上の女性 ▷昨年度市助成の子宮頸部がん検診受診者は受けられません。 | | |
| 胃がん・肺がん・大腸がん検診 | あかびら市立病院 | あかびら市立病院 地域医療科 32-3211 電話申込み可 | 30歳以上の市民 ▷同時に基本健診(特定健診等)が受けられます。 ▷胃・肺がん検診のみの場合は1,900円の診察料がかかります。 ▷胃がん検診はバリウム検査です。胃カメラ希望の場合は別途料金がかかります。 | 各 1,000 円 (肺がん検診のみ500円) | |

今月の
お知らせ

忘れていませんか？

**春の集団検診・乳がん検診
申込み受付中！**

早めにお申込みください。最終受付は各検診の2週間前までです。

【春の集団検診日程】

| 検診の種類 | 日程 | 会場 |
|---|---------------|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診 ・がん検診(胃・肺・大腸) ・エキノコックス検査 ・肝炎検査 | 6月4日(木) | 東公民館 |
| | 6月5日(金)～7日(日) | ふれあいホール (総合体育館隣接) |

【乳がん検診日程】

| 検診の種類 | 日程 | 会場 |
|---|-----------------|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診 ・大腸がん検診 | 6月13日(土)・14日(日) | ふれあいホール (総合体育館隣接) |

【申込み方法】

検診受付専用電話 34-2585 (平日8時30分～17時00分)

- ・その他、郵便やファックス、インターネットでも申込みが可能です。
乳がん検診、子宮頸部がん検診、バスツアー検診、秋の集団検診、レディース検診受付中です。
詳しくは、広報4月号折込みチラシをご覧ください。
- ※広報4月号折込みチラシは、平岸連絡所・東公民館・総合体育館・交流センターみらい・市役所健康づくり推進係窓口にあります。

元気がみつかる場所

「ほろカフェ」

「工房赤平虹の架け橋」の通所者がカフェスタッフをつとめている、だれもが気軽に参加できるコミュニティカフェです。手づくりスイーツを味わいながら健康について楽しくお話をしませんか。

日時 5月14日(木) 14:00～16:00

場所 あかびら市立病院かあさん食堂「ぼらん亭」
(新病棟1階に移転しています。)

お知らせ



行政・公共 Public

① こんばんは市長室

昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方、直接市長とお話したい方などのために「こんばんは市長室」を開設しています。

日ごろ、まちづくりについて感じていることなど、市長と一緒に考えてみませんか。
対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。
日時 5月18日(月)18時～
 (変更になる場合があります。)
 ※懇談時間は1人30分としておりますのでご了承ください。
受付 5月7日(木)～13日(水)
申込み・問合せ
 広報広聴係 ☎32-18334

① 定期行政相談

◆ 行政相談委員に

北村則子氏が委嘱されました



行政相談委員 北村 則子 氏
きたむらのりこ
 札幌市東区南一条5丁目4番地5
 ☎32-2485

川崎和男氏が退任され、北村則子さんが4月1日付けで総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービスなど、国などの業務についての苦情、要望、意見をお聞きして改善を図ります。相談は無料で秘密は厳守しますので、口頭、電話、手紙で行政相談委員に申出ください。

日時 5月20日(水)13時～16時
会場 市産業研修ホール2階
 (総合体育館横)
行政相談委員
 堀口 妥氏・北村 則子氏
問合せ 市民相談係
 ☎32-18334

① 無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。隣と敷地のことでもめているので、何とかしたい…
 ・遺言したいけど、どうしたらよいかわからない…などなど

お気軽にご相談ください。

◆ 5月12日(火) 赤平市 丸山 建弁護士

◆ 5月19日(火) 歌志内市・上砂川町 村田 雅彦弁護士

◆ 5月26日(火) 赤平市 山内 崇史弁護士

赤平会場 市コミセン別館
開催時間
 ▼ 赤平市・歌志内市(10時から12時)
 ▼ 上砂川町
 (13時30分から15時30分)
予約・問合せ
 市民相談係 ☎32-18334
 歌志内市役所 ☎42-3211
 上砂川町役場 ☎62-2011

① 人権・困りごと相談所開設

相談所では、毎日の暮らしの中で起こる様々な問題について無料でご相談に応じます。
 こんなことで悩んでいませんか？
 ・いじめ、差別、借地・借家、親子・夫婦などの家庭内のこと、セクシャルハラスメント、近隣間のもめごと等の法律問題や心配ごと悩みごと等をご相談ください。秘密は厳守します。

日時 6月1日(月)13時～16時
会場 市コミセン別館
問合せ 札幌法務局滝川支局
 ☎23-2330

※6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。人々がお互いに人権を守り、明るい社会をつくりましょう。

赤平市の人権擁護委員は次の方です。電話での相談にも応じます。お気軽に相談ください。
 下口 隆氏 ☎33-8846
 福島 賢一氏 ☎32-0195
 菅原千津子氏 ☎32-1770

① 巡回児童相談を実施します

北海道岩見沢児童相談所から児童福祉司または相談員、判定員を派遣し、次のとおり児童相談を実施します。希望される方は、相談日の2週間前までに申込みください。

相談日
 ・第1回目 平成27年7月21日(火)
 ・第2回目 平成27年9月1日(火)
 ・第3回目 平成27年10月1日(木)
 ・第4回目 平成28年2月1日(月)
主な相談内容
 「養育に関する相談」「非行に関する相談」「心身障害に関する相談」「発達やしつけに関する相談」「健全育成に関する相談」「子育てに関する相談」

申込み・問合せ
 子ども未来・医療給付係
 ☎32-2216

司法書士中根事務所

◆業務内容◆
 登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)
 商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・
 簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
 赤平市東文京町2丁目4番地2
 ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



すべての相談の相談料が
無料になりました。

コタエを
 出します

相談予約
 ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
 土曜 10:00～13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

母子・父子家族の自立支援

市では、母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就労を支援し、その自立を促進するため、給付金を支給しています。

■自立支援教育訓練給付金

職に就くことを目的に必要な資格を取得するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講し修了した場合に、受講経費の20%（4千円以下は非該当で10万円を上限）を支給

■高等職業訓練促進給付金

看護師（准看護師）や介護福祉士、理学療法士などの資格取得のため、2年以上養成機関などで修業する場合、修業期間（上限2年）に高等技能訓練促進費（市民税非課税世帯：月額10万円／課税世帯：月額7万5000円）と修了後に高等職業訓練修了支援給付金（市民税非課税世帯：5万円／課税世帯：2万5千円）を支給

※それぞれに支給要件があります。事前に「ご相談ください」。

問合せ 子ども未来・医療給付係

☎ 32-2216

環境交通係からのお知らせ

合併処理浄化槽設置整備事業

助成制度を受付中

平成27年度の「赤平市合併処理浄化槽設置整備事業制度」の受付をしております。

市内で居住する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、設置費の一部を市が補助します。

申請書受付期間

4月1日(水)～10月30日(金)

※申請書受付期間中でも、補助予定基数に達した時点で締切りとなります。

補助の対象となる地域

①公共下水道事業計画区域外、但し、上下水道その他の設備により、自ら排水及び放流するために必要かつ十分な水量を確保できること。

②下水道法の許可を受けた予定処理区域のうち、5年以上公共下水道の整備が行われる予定のない区域。

補助の対象となる方

住宅の新築、建替えまたは、増改築に伴い、新たに合併処理浄化槽を設置しようとする方、または、汲み取り式便所または、既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切替しようとする方。

※詳しくは担当係までお問合せください。

問合せ 市民生活課環境交通係

☎ 32-2215

生活

Life

① 入林・山菜採りの心構え6カ条

①行き先を必ず家族等に知らせ、入林届に記入すること。※私有林に入る場合も、所有者の承諾を受けて入林すること。②単独での入林は、できるだけ避けること。③目立つ服装などで入林すること。④通信手段や笛、ラジオ、非常食、目印用テープ、懐中電灯等を携帯すること。⑤造林用作業道には、立ち入らないようにすること。⑥迷ったら、落ち着いて行動すること。

問合せ 農政課林業係

☎ 32-1842



① 平成27年「春のヒグマ 注意特別期間」

● 4月1日(水)～5月10日(日)

本年も山菜採りが盛んになる季節を迎えますが、昨年度は全

道で、ヒグマによる人身事故が5件発生し、残念ながら1名の方が死亡いたしました。

ヒグマによる人身事故は、山菜採りの際に多く発生しています。また、春先には森林内で親子グマ出没が多発しています。

子グマは、好奇心が旺盛で、警戒心が薄いことから、人里付近に出没しやすいことも予想されます。

子グマの近くには母グマがいますので注意しましょう。

問合せ 農政課林業係

☎ 32-1842

① 5月は「消費者月間」

消費者庁が定めた平成27年度消費者月間の統一テーマは、「みんなでつくりよう！消費者が主役の社会！」として、全国で消費者問題に関する啓発などさまざまな行事を行っています。

赤平消費者協会は例年行なっているように、市内のスーパー前でチラシを配り、悪質商法に注意するよう来客の方呼びかけます。

最近近隣の市町村でも被害が出ている振り込め詐欺は、過去最高の被害額となっています。注意してください。

こんな電話は詐欺です。一人で

決めずに相談を！

◆急にお金が必要になった。今日中に送って！

◆会社の同僚が行くからお金を渡して！

◆レターパック、宅配便でお金を送って！

◆還付金があるのでATMへ行って！

◆名義貸しは違法で犯罪ですと脅す

◆名簿に載っているあなたの名前を消してあげます

◆未公開株や社債で必ず儲かります

問合せ

赤平市消費生活相談室

☎ 32-1833

月曜日～金曜日10時～15時

① 春の交通安全運動

実施期間

5月11日(月)～20日(水)

交通事故死ゼロを目指す日

5月20日(水)

▼子どもと高齢者の交通事故防止

▼自転車の安全利用の推進

▼すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▼飲酒運転の根絶

問合せ 市民生活課環境交通係

☎ 32-2215

1 上下水道からのお知らせ

上下水道課では、汲み取り便所を水洗便所に改造工事される方および、排水設備工事をされる方を対象に、一日も早く下水道に接続していただくため、必要な資金の融資あっせんを行っています。

「水洗便所等改造資金」

融資あっせん制度

■**融資あっせんの対象**
既存の便所を水洗化する改造工事および、排水設備の設備工事をされる方(法人・団体・官公庁および営業用は対象外となります)

■**融資あっせん条件**

◇**処理区域内に住宅を所有しているか、所有者の同意を得た居住者**

◇**市税、水道料金、下水道事業受益者負担金を滞納していない方**

◇**自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難な方**

◇**融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有する方**

◇**赤平市内に確実な連帯保証人がいる方**

■**融資の手続き**

下水道排水設備工事指定業者が融資の手続きを代行いたしますので、工事の申込みの

際に指定業者へ申し出てください。

※ただし、市が融資あっせんを決定しても、金融機関が融資の決定をしないと融資は受けられませんのでご了承ください。

●**漏水や故障の早期発見のため、月に数回は水道メーターを確認しましょう。**

問合せ 上下水道課管理係

☎32・2218

講習 trainings

1 パークゴルフ初心者講習会

パークゴルフの季節到来となりました。つきましては市内パークゴルフ愛好者の皆様へ初心者講習会の開催を企画いたします。皆さんの参加をお待ちしています。

日時 5月15日(金)9時〜12時

会場 赤平パークゴルフ場

指導員 赤平パークゴルフ協会

指導普及部

申込み締切

5月10日(日)厳守でお願いします

申込み・問合せ

赤平パークゴルフ協会事務局

飯島保雄

☎33・8630(18時以降)

☎090・1524・7203

募集 recruit

1 赤平市少年消防クラブ

クラブ員を募集しています

少年消防クラブでは、少年期の頃から火災予防に関する知識を習得することを目的として、消防の規律に関する教育、消防関係施設の視察、消防資機材の見学及び野外消防教室並びに消防車両による防火広報など、様々な活動を行っています。募集期間は随時としており、募集対象は市内小学校5年生、6年生となります。入部を希望される方は、消防署予防火係までお問合せください。

問合せ 赤平消防署予防火係

☎32・3181

市民行事 event

2 1 とも野球教室開催

市内小中学生を対象に、北海道日本ハムファイターズOBによる子ども野球教室を開催します。元プロ野球選手から技術を学ぶことができるこの機会に球児の皆さんぜひ参加してみませんか。

日時 5月23日(土)13時〜15時

30分(当日は12時30分より受付開始)

会場 虹ヶ丘球場(雨天時は総合体育館)

持ち物 グローブ・バット・運動着着用(ユニフォーム可)

申込み 総合体育館に設置して

いる申込書にてお申込みください。

申し込み期間 5月1日(金)〜18日(月)

※市広報4月号で当初開催日を変更となっております。

申込み・問合せ 総合体育館

☎33・7750 ☎33・7752

2 砂川市民健康フォーラム

「聞きたい知りたいレビィ小体型認知症のすべて」

日時 5月10日(日)

13時〜16時 15分

場所 砂川地域交流センター

ゆう大ホール

入場料 無料

講師 小阪憲司氏

講演 「レビィ小体型認知症の診断と治療(仮)」

映画上映 「妻の病・レビィ小体型認知症」

問合せ 砂川市立病院認知症疾患医療センター 担当 大辻

☎54・2131

5月5日 子どもの日

小学生以下

無 料

エルム高原温泉「ゆったり」 ☎34-2155

エルム高原「ゆったり」では、子どもの日にお子さまの健康と健やかな成長を願い、小学生以下を入館料無料といたします。ぜひ、この機会にご来館をお待ちしています。



第19回新緑うたまつり

会員発表会

赤平カラオケ連合会員の練習の成果をお聞きください。

日時 5月17日(日)12時〜

場所 交流センターみらい

主催 赤平カラオケ連合会

入場料 無料

絵手紙講座

下手で良い、下手が良いといわれる絵手紙。

これから挑戦する方も、ベテランの方もぜひご参加ください。

当日は渡邊先生の絵手紙を展示しますのでお楽しみに。

日時 6月4日(木)10時〜12時

定員 30名

会場 交流センターみらい

研修室4

講師 渡邊 百合江氏

(富良野市)

参加費

無料

持ち物 水彩絵の具・絵筆

(習字用小筆などは貸出可能)

申込み締切 5月20日(水)

申込み・問合せ

赤平ボランティアセンター

☎32-5566

善意

Charity

ありがとうございました

〔愛真ホーム〕

〜敬称略〜

◆全龍寺観音講婦人会 あて布

◆孫崎登美子(百戸町) あて布

◆大谷婦人部光蓮寺支部

あて布

その他

Other

グッデイポイントが終了

事業終了にかかるお取扱いが次のとおり対応させていただきます。

▼カード回収期限

平成27年8月31日(月)

・フルマークカードは従来どおり(カタログ商品300円引き)

・残ポイントカードについてもすべて対応します。(1マークにつき3円引き)

・各加盟店に申出ください。
※火まつり時に実施していた大抽選会は行いません。

問合せ 赤平グッデイポイント

会・赤平商店連合会(赤平商工会議所内) ☎32-2246

市営住宅入居者の募集

| | |
|------|---|
| 募集戸数 | <ul style="list-style-type: none"> ■シルバーハウジング(新光) ■その他市営住宅若干戸 応募者多数の場合は抽選となります。 |
| 家賃 | 世帯の収入によって決定 |
| 受付期間 | 5月1日(金)〜14日(木) |
| 問合せ | 建設課住宅係 ☎32-1820まで |

赤平市 民生委員 児童委員 協議会

問合せ
地域福祉係
☎32-2216

【こんなとき民生委員児童委員へ】

在宅生活に関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉サービスの利用に関すること(ホームヘルプ、給食、移送、除雪サービスなど)
- 施設利用に関すること(デイサービス、ショートステイなど)
- 介護保険制度に関すること
- その他

家族関係のこと

- 結婚、離婚に関すること
- 親子関係に関すること
- 扶養に関すること
- 相続に関すること
- その他

暮しのこと

- 住まいに関すること
- 近所付き合いに関すること
- 生活費に関すること(職業や年金など)
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること
- 公害や環境衛生に関すること
- その他

育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に気付いたとき
- 学校生活の悩みに関すること
- 非行に関すること
- 児童虐待に関すること
- その他

その他の困りごと

- 心身の疾病や障害に関する相談等

広げよう

地域に根ざした思いやり



私たち民生委員児童委員の「あい言葉」です。民生委員児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活をおくれるように応援します。何か心配ことがありましたら、民生委員児童委員にご相談ください。民生委員児童委員の中には、子どもを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。いずれも任期は3年間です。もちろん個人の秘密は守ります。



民生委員児童委員の家は青い門簾が目印です。

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7
TEL 011-261-2181・FAX 011-261-3081



赤平幼稚園入園式



(4月8日)

小学校入学式



豊里小(4月6日)

入学式・入園式が行われ、子どもたちの新生活がスタートしました。新入生は、スクールバスでの下校や給食など、たくさんの「はじめて」に出会いました。

はじめての集団下校



茂尻小(4月7日)

はじめての給食



赤間小(4月14日)

防犯グッズ寄贈



豊里小(4月7日)

赤平防犯協会から市内の新入学児童全員に防犯グッズが寄贈され、豊里小学校で贈呈式が行われました。

赤平消防団 女性分団発足式



(4月8日)

赤平消防団に新しく女性分団が発足しました。高齢者や地域社会への広報活動など、女性消防団員の活躍に期待が寄せられました。

第8回みらいまつり



(3月29日)

交流センターみらいで、「みらいまつり」が開催され、芸術作品展示や芸能発表で日頃の練習成果を披露しました。

春を呼ぶコンサート



(3月22日)

赤平市ボランティアセンターにおいて「春を呼ぶコンサート」が開催され、出演者の歌や演奏で、一足早い春の訪れを感じました。

善行表彰



(3月26日)

赤平市へ「ふるさとガンバレ応援寄附金」として多額の寄附をされました三浦武氏に対して、善行表彰が行われました。

消防庁長官表彰受章



(3月24日)

永きにわたる消防行政への功績に対し、赤平消防署長の浅井毅彦氏が消防庁長官より永年勤続功労章を受章されました。

人権擁護委員感謝状贈呈



(4月20日)

人権擁護委員を3期9年務め退任された菅原修一氏に、法務大臣より感謝状が贈呈されました。

赤平市民憲章

1. いたわりと笑顔をまちにひろめましょう。
 1. よく学びつくりだす芽をそだてましょう。
 1. きれいな花と緑でまちをつつみましょう。
 1. たくまいはたらく力をのばしましょう。
 1. みんなで語りみんなのまちをつくりましょう。
- (昭和49年7月31日制定)

あかびらの人口

(平成27年3月末日現在)

※()内は前月比

| | | |
|-----|---------|-------|
| 総数 | 11,270人 | (-75) |
| 男 | 5,145人 | (-35) |
| 女 | 6,125人 | (-40) |
| 世帯数 | 6,297世帯 | (-18) |

あかびらお天気メモ

(平成27年3月)

| | 前年 |
|------|--------------------|
| 最高気温 | 13.8°C (11.2°C) |
| 最低気温 | -7.0°C (-16.7°C) |
| 降水量 | 90.0mm (48.0mm) |
| 降雪量 | 204.0cm (149.0cm) |

赤平市役所 ☎079-1192 赤平市泉町4丁目1番地 ☎32-1834 FAX32-5033

URL <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/> E-Mail info@city.akabira.hokkaido.jp

▶この広報誌は再生紙を使用しています。